特集

交通事故事件の基礎知識

ひとくちに交通事故といっても、事故の態様や損害の程度は様々であり、保険も関係するため、事件処理にあたって必要となる知識は複雑多岐にわたる。また、損害論をはじめとして論点も多く、奥が深い。

本特集では、その中でも事件処理にあたり最低限必要となる基礎知識のほか、近時の裁判例、利用が拡大しているLACについてまとめた。

交通事故法律相談ガイダンス

荒木 邦彦（54期）
●Kunihiko Araki
当会会員

〈略歴〉
2001年　第二東京弁護士会登録（54期）
2007年　第二東京弁護士会　常議員

1 はじめに

近年、弁護士保険活用の高まりを受け、交通事故事件への弁護士関与を求めるニーズが高まっています。

本稿では、日頃、交通事故事件に接する機会の少ない弁護士が相談を受け解決方針を確定するまでのポイントにつき、ご説明します。

2 初回面談時の注意点

1 事故および損害の概要把握

初回面談時には、ほかの民事事件同様、相談概要を正確に把握する必要があります。交通事故事件の概要把握には、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟　損害賠償額算定基準」（いわゆる「赤い本」）上巻に掲載されている「損害賠償請求調査事項整理票」記載項目をもとに、事実関係や損害概要を確認していくのが便利かつ見落としがありません。

事故現場や発生状況の把握には、Googleマップやストリートビューを相談者と一緒に閲覧しながら確認する方法も効果的です。

2 相談者ニーズの把握

大半の相談者は、相談者自身や保険会社間の交渉過程で、何らかの疑問を抱き、弁護士への相談を動機付けられて相談に訪れる方々です。初回面談時には、事故および損害概要の把握と同時に、相談者の疑問が、賠償内容や過失割合などの法的問題なのか、事故態様相違などの事実問題なのか、謝罪がないなどの感情的問題なのかを的確に把握する必要があります。真の依頼者ニーズの把握が不十分なまま受任すると、後日、解決方針の食い違いなどでトラブルに発展することがあります。

3 法律家の常識は世間の非常識

相談者からは、「経済的全損」「評価損」「症状固定」「過失割合」などの、法律家が交通事故事件処理の上で当然の前提とする概念への疑問が語られることがあります。相談者から各概念への疑問が発せられた場合、どのように分かり易く説明し、理解してもらうかを日頃から心がけておく必要があります。また、近年は、交通事故に関するインターネットコンテンツの充実を受け、依頼者自身が相談前に相応の情報・知識を得た上で相談に訪れる場合が多くなっていますので、留意が必要です。

3 証拠の収集

面談結果を受け、賠償内容・解決方針の確定に向けた証拠収集に着手することになります。交通事故事件における証拠収集の特徴としては、依頼者以外にも多様な証拠入手先が存在するという点が挙げられます。

1 依頼者加入保険会社、相手方保険会社から入手する

双方当事者が自動車保険に加入している場合、各保険会社は、以下のような資料を保有している場合があり、受任通知を送付することで、写しの提供を受けることができます。

また、受任通知送付後、保険会社担当者にこれまでの交渉経緯などを確認することも早期の争点把握の上で有効です。任意保険会社では、通常、人身損害担当者と物損担当者が分かれていますので、面談時に両担当者の氏名を確認しておくと、その後の接触がスムーズです。

（事故全般）
- □ 交通事故証明書、事故現場状況図・現場写真

（対物損害）
- □ 車両損害・物損害の見積書、調査報告書、損傷状況写真

（人身損害）
- □ 診断書・診療報酬明細書、後遺障害等級認定票・後遺障害診断書、提出済みの休業損害証明書や通院交通費明細書

2 依頼者から入手する

保険会社未提出の損害立証資料は、依頼者から入手します。忘れがちな資料の1つとして「自動車検査証の写し」があります。車両損害請求権者は、所有登録名義人となるのが原則ですので、請求権者特定のため車検証写しの入手が必要となります。また、最近はドライブレコーダーやスマートフォンの普及により、事故状況や直後の状況を撮影した写真・動画を依頼者が保有している場合があります。そのような資料の存否についても確認してみる必要があります。

3 弁護士会照会を活用し第三者から入手する

弁護士会照会制度を活用することで、公的機関を含めた第三者より様々な資料を入手することができます。照会制度によって収集した証拠が解決の大きなポイントになる場合も少なくありません。照会先、照会事項の記載方法などが不明な場合には、事前に、弁護士会照会を担当する当会調査室への相談をお勧めします。

□　物件事故報告書
→物損事故の場合、所轄警察署に立会い記録である物件事故報告書が保管されています。送致が予定されていない物損事故では、第三者作成にかかる唯一の事故状況資料となります。
　当該事故が、刑事手続上、物損・人身何れの事故として処理されているかは、交通事故証明書の記載や依頼者から確認します。賠償交渉上は人身損害発生を前提として交渉がなされている場合でも、刑事手続上は物損事故として処理されている場合も多くあります。
□　不起訴記録の実況見分調書
→検察庁への照会に際しては、事前に所轄警察署から「送致先」、「送致日」、「送致番号」などの情報を確認しておく必要があります。警視庁管轄下の警察署では、原則、電話問い合わせによって回答が得られますが、他県警本部管轄下の警察署では、当該情報入手のために、まず、照会制度を利用する必要があります。
□　信号サイクル
→信号表示内容が争点となる事件では、正確な信号サイクルを知る必要があります。現地に赴いての実測も可能ですが、事故時点と現在のサイクルが相違する場合もありますので、照会制度を利用し、警視庁本部等に照会して事故時点のサイクルを入手することをお勧めします。
□　防犯カメラ映像
→防犯カメラの普及に伴い店舗などの防犯カメラに事故状況が映り込んでいる場合があります。通常は、一定期間経過するとデータが上書き消去されてしまうため入手の時間的限界がありますが、入手できれば、事故状況を証明する重要な客観証拠となります。事前に当該防犯カメラ管理者と照会先や費用負担などにつき協議の上で、照会制度を利用します。
□　相手車両の登録事項等証明書
→人身事故における自賠法3条に基づく運行供用者責任追及や物損事故における使用者責任追及において、当事者特定のために入手が必要となる場合があります。当該資料は、相手方保険会社を通じ、任意提供を受けられる場合もあります。軽自動車と普通乗用自動車とでは、照会先が異なり、軽自動車は軽自動車検査協会の各事務所、普通乗用自動車は運輸支局等となりますので、注意が必要です。

以上が、よく利用される代表的活用例ですが、これら以外にも、弁護士会照会制度は、様々な情報入手ツールとして活用可能ですので、積極的な利用をお勧めします。

弁護士会照会制度により収集可能な証拠は、訴訟提起後に送付嘱託・調査嘱託などによって入手することもできますが、証拠の存否・内容確認は的確な事件解決方針を決定するために必須の条件となりますので、方針決定前の入手を心がけてください。

4　後遺障害の発生が見込まれる場合

依頼者において、症状固定時期に達しているが症状が残存する場合、後遺障害等級認定の申請を検討します。当該手続も、方針確定前に行うべき証拠収集活動の一環と言えます。

後遺障害等級は、保険会社がJA共済である場合を除き、提出資料をもとに損害保険料率算出機構（下部組織の調査事務所）が認定を行います。認定を受けるルートとしては、治療費を支払っている保険会社（「一括社」と言われます。）を介し、「事前認定」を受けるルートと、自賠法16条に基づき、自賠責保険会社に対し行う「被害者請求」により認定を受けるルートの2つがあります。

事前認定の場合は、一括社が申請必要書類を取りそろえ、自賠責保険会社宛に提出します。他方、被害者請求の場合は、一括社が収集している資料は一括社より取付けることができますが、一括社未収集資料（例えばMRIやレントゲン画像）は、依頼者側自身で準備・収集する必要があります。また、事前認定の

場合は、後遺障害等級が認定されるにとどまり、認定等級に応じた賠償金は、解決が図られるまで一括社から支払われることはありません。他方、被害者請求の場合は、等級認定がなされると、自賠責保険会社より依頼者に対し、直接自賠責保険金が支払われます。

後遺障害等級認定においては、後遺障害診断書の記載内容が非常に重要な役割を果たします。何れのルートによる場合も、後遺障害診断書の取付けは、必ず弁護士関与の下行い、主治医への事前説明、事後のチェック、補充指示・資料準備などを主体的に行う必要があります。

私見としては、弁護士が後遺障害診断書記載内容について事前・事後に関与し適切な対応をしている限り、申請ルートによって認定率・等級に差異はないと感じています。

もっとも、インターネット上では行政書士のHP等を中心に被害者請求が有利である旨が喧伝されていますので、依頼者が希望する場合には、依頼者との信頼関係構築上、被害者請求を選択します。面倒だという理由だけで拒否してはいけません。

また、訴訟提起による解決が見込まれる場合には、必ず被害者請求を選択し、自賠責保険金の回収を図っておく必要があります。事前認定を受けた場合も、事前認定後に被害者請求に切り替えることで自賠責保険金の回収を図ることが可能です。

自賠責保険金は定型的な基準によって保険金額が算出され、かつ、被害者において70％以上の過失がある場合以外は過失相殺の適用がありません。他方、訴訟においては、個別具体的な主張立証を通じた損害積算と厳密な過失相殺がなされるため、立証の成否、過失割合によっては訴訟における回収額が自賠責保険金額を下回ってしまうおそれがあります。

被害者請求の書式は、相手方加入自賠責保険会社（交通事故証明書の記載欄で確認可能）の自賠責担当部署に架電し入手できます。また、撮影済みのMRIやレントゲン画像は、依頼者自身で取付けてもらうか、依頼者より診療情報取得の同意書を取得し、弁護士が各病院から入手します。事前に医療機関の医事課と入手方法や費用につき協議しておくと、入手がスムーズです。

4 損害の算定

1 損害の積算

損害の算定は、前述の「赤い本」記載内容を参考に、各損害額を算定し積算します。積算に際しては、事前に「赤い本」の目次を参照しながら損害費目を網羅したエクセルシートを作成し、積算すると漏れがありません。損害算定に必要なライプニッツ係数や賃金センサス等の数値は、「赤い本」上巻に添付されていますので、これを参照します。

なお、平成28年度版の「赤い本」から、慰謝料算定基準の記載内容に変更がありましたので、最新版をお持ちでない方は確認してください。

「赤い本」では、各損害項目毎に、主張上参考となる裁判例が多数掲載されています。依頼者の主張・事案と合致しそうな裁判例を見つけた場合には、実際の判決内容に当たった上で、当該判断のメルクマール、依頼者事案との類似点、相違点等を確認し、主張・証拠収集に結びつけます。交通事故裁判例の検索には、自動車保険ジャーナル社が提供する交通事故に特化した判例検索システムの利用が有益です。当該検索システムは、東弁・二弁合同図書館で利用することができます。

また、「赤い本」下巻の講演録は、ホットイシューにつき、交通事故専門部である東京地裁民事27部の裁判官による解説内容を纏めたものであり、交通事故事件に関係する者にとって必読の文献となります。過去の講演内容については、「赤い本」上巻の各損害費目の欄に参照文献として掲載されていますので、関連問題に接した場合には、必ず目を通してください。なお、平成16年版までの講演録は、別途「交通事故による損害賠償の諸問題Ⅰ～Ⅲ」として纏められ発刊されています。

2 過失相殺・損益相殺

総損害額の積算と同時に、過失相殺・損益相殺の要否の確認を行います。特に損益相殺については、依頼者からの聴取が不十分な場合、失念することがありますので注意が必要です。

□過失相殺

過失割合については、判例タイムズ社発行の別冊判例タイムズ№38「民事交通事故訴訟における過失相殺率の認定基準全訂5版」を利用し確認します。記載されている338件の事故類型から、類似類型の基本過失割合・過失相殺率、修正要素を確認し、過失割合判断の参考とします。特殊な事故形態のため、上記基準上には類似類型が見あたらない場合には、上記判例検索システムを利用し検索してみるのも有益です。

また、基準作成の前提となっている道路交通法の詳細を確認する場合には、東京法令「執務執行資料道路交通法解説」等の道路交通法のコンメンタールを使用します。

□損益相殺

依頼者が受領済みの各種社会保険給付や依頼者自身の加入損害保険等から給付を受領している場合、その損益相殺の要否、控除対象費目制限の存否、充当順序（遅延損害金先充当なのか元金充当なのか）を「赤い本」の記載を参考に確認します。

5 解決方針の確定

収集証拠により事故および損害の全体像が確認できたら、解決方針を決定します。立証の難易、依頼者主張が認容される可能性、依頼者の希望等をもとに、解決方針を決します。

1 任意交渉による解決

事実関係や損害の存否につき、ほぼ争いがなく、主として損害評価（入通院慰謝料額等）が争点となっている場合は、任意交渉によって簡易かつ迅速な解決を図ることができます。ただし、保険会社によっては、任意解決の場合、慰謝料額の減額等を強行に求める会社もありますので、依頼者意向を確認の上、任意解決を図るべきか、ほかの解決に移行すべきかを検討します。依頼者の利益、適正な賠償金の獲得のためにも安易な妥協は避けるべきです。

なお、人身損害につき任意交渉での解決を図る場合、相手方保険会社の自賠責保険金回収上の理由から、弁護士会発行の職印証明書の提供を求められる場合があります。

2 ADR利用による解決

交通事故紛争については、公益財団法人交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センター等において、交通事故紛争に特化した裁判外紛争処理手続（ADR）を実施しています。

各機関のHPに手続概要や必要書類の説明がなされていますので、手続の相違点を確認の上、申立て先機関を選択します。特に、示談斡旋不成立後の審査制度の内容に大きな違いがあります。

なお、ADRに相手方として出頭するのは、原則として相手方加入保険会社（共済）担当者となります。相手方が任意保険未加入の場合には、交通事故に特化したADRは利用できません。この場合は、裁判所による調停等を利用する必要があります。

3 訴訟による解決

訴訟による解決の場合、「赤い本」の訴状ひな形および注記事項を参考に、訴状を作成します。回収済み自賠責保険金の充当処理に注意する必要があります。詳細な充当方法は、平成28年版「赤い本」上巻435頁に説明されています。

管轄裁判所は、依頼者住所地、相手方住所地、不法行為地の3箇所から選択可能です。

何れの管轄裁判所に訴訟提起するかは、依頼者出頭の可能性、事件の難易などをもとに検討します。東京地方裁判所の場合、交通事故事件は専門部である民事27部に係属します。他方、通常の地方裁判所では、各種民事事件を取扱う裁判官が、交通事故事件を取扱います。複数の管轄裁判所が存在する場合、専門部係属のメリット・デメリットがあるかと思いますので、この点も考慮に入れ、事案に合った適切な管轄を選択することになります。

6 最後に

交通事故事件は、損害賠償算定基準や過失割合判断基準が存在するため、得てして定型的処理が可能かのようなイメージを持たれがちです。しかし、実際には、全体像把握や主張立証の過程において、自動車工学や医学などの専門的知識の習得が必要となる場面に数多く遭遇します。「難しそうだ」、「面倒そうだ」との理由で定型的かつ控えめな処理に甘んじることなく、一歩踏み込んで交通事故事件と向き合えば、今までとは違った解決の道筋が見えてくるかもしれません。勇気をもって交通事故事件の世界に飛び込んでください。

近時の注目判例

石橋 京士（64期）
●Atsushi Ishibashi
当会会員

〈略歴〉
2006年　宮城大学事業構想学部事業計画学科卒業
2009年　明治大学法科大学院修了
2011年　弁護士登録
　　津の守坂法律事務所入所
2015年　弁護士業務センター委員
　　刑事弁護委員会副委員長

1 はじめに

本稿では、交通事故事件の実務上、頭を悩ませることが多いと思われる争点について言及されている近時の裁判例をいくつかご紹介したいと思います。

交通事故に関する注目判例は、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟　損害賠償算定基準」（いわゆる「赤い本」）下巻の「重要最高裁判例情報」にて紹介されていますので、そちらをご確認ください。

なお、「交通事故民事裁判例集」の索引・解説号は、争点ごとに各年の判例がまとめられており、知りたい争点に絞った調査が容易ですのでご参照ください。

2 将来介護費、介護保険給付による市町村の代位範囲

【東京地裁平成26年11月27日判決（交通事故民事裁判例集47巻6号1441頁、自保ジャーナル1937号1頁）】

72歳溶接工請負の男性の被害者が路上でタイヤ交換中に貨物車に衝突され、頭蓋骨骨折等の傷害を負い、自賠責にて後遺障害2級1号の認定を受けた事案です。また、被害者に対し介護保険給付を行った町が独立当事者参加し、加害者に対し保険給付分の支払を代位請求しています。

1 将来介護費

被害者は、将来介護費として、症状固定日から約2年間入所していた施設の施設料、施設付添費、施設退所後の在宅介護費用として近親者介護費用、職業介護費用等を請求しました。

判決では、施設料につき、症状固定後の被害者の心身の状態からすれば施設への入所は必要有益であったと認められるとしながら、食費、日用品費等の施設利用の有無に関係なく必要となる費用については控除するのが相当であるとし、実際に支払った施設料からこれらの費用を差し引いた金額をもとに1年分の施設料を算出し、これに施設介護を利用した約2年間のライプニッツ係数を乗じた金額を損害として認めています【計算式：（施設料－食費等必要費用）÷実利用月数×12×1.8594（2年ライプ）】。

施設付添費については、施設退所前6か月間の土日につき1日3000円を認めています。

在宅介護費用のうち、近親者介護費用については施設退所後、介護給付を既に受給した部分（2年間）についてと、それ以降の分について分けて算定しています。既に介護保険サービスによる介護給付を受給した部分については、介護給付額および1割の自己負担相当額を損害とし、また、近親者介護費用相当の損害として、通所介護、通所リハビリテーションを利用しない日は日額6000円、同サービスを利用する日は日額2000円とし、それぞれ1年分の費用に、症状固定日から介護給付を受給した期間約4年間のライプニッツ係数（3.5460）から、施設入所していた約2年間のライプニッツ係数（1.8594）を差し引いたものを乗じた金額を損害として認めました【計算式：1年分の各介護費用×1.6866（4年ライプ－2年ライプ）】。介護給付の受給を受けなくなった日以降の介護費用については、職業介護費を1日1万2000円、近親者による介護費を、上記と同様介護サービスを利用しない日は日額6000円、利用する日は日額2000円とし、症状固定日の平均余命12年間のライプニッツ係数（8.8633）から、症状固定日から介護給付を受給した期間約4年間のライプニッツ係数（3.5460）を差し引いたものを乗じた金額を損害として認めました【計算式：1年分の各介護費用×5.3173（12年ライプ－4年ライプ）】。

その他、介護車両損害、将来介護雑費、介護用品レンタル費用についても参考となる判断が示されています。

2 介護保険給付による市町村の代位範囲

被害者に対し介護給付を行った町が加害者に対し代位できる範囲について、判決では、介護保険法21条1項に基づき、その給付の価額の限度において損害賠償請求権を代位取得したものと認められるとし、介護保険給付は過失相殺適用前に総損害から控除すべきであるから、市町村が被保険者の請求権を代位取得するのは、給付額のうち被保険者の過失を控除した分を超えないべきであると判示しています。

3 その他

この裁判例は、ほかにも凍結した道路上においてタイヤ交換をしていた被害者の過失や、たまに仕事をする程度である被害者の休業損害の算定等についても判断が示されており、非常に参考になります。

3 後遺障害の認定、開業医の休業損害、治療費、通院・通勤タクシー費用

【東京地裁平成25年7月16日判決（交通事故民事裁判例集46巻4号915頁、自保ジャーナル1906号1頁）】

45歳開業医の女性の被害者が乗車していたタクシーがスリップして高速道路側壁に衝突し、頚椎捻挫等の傷害を負い、自賠責にて後遺障害併合14級の認定を受けた事案です。

1 後遺障害

被害者は訴訟提起前に自賠責の後遺障害認定に異議申立を行っていますが、自賠責の認定に変わりはありませんでした。本件において、被害者は頸部および上肢の障害、腰部および下肢の障害により「労働が相当の程度制限される」ものとして後遺障害9級が認められるべきであると主張していましたが、判決ではいずれも被害者の症状を裏付ける他覚的所見が存在しないこと等を理由に後遺障害の程度は14級相当であると認定されています。判決では自賠責の後遺障害認定の理由、異議申立に対する判断の理由等も示されており、自賠責において後遺障害14級9号が認められたのに対し、12級または9級の認定を目指して異議申立を検討する場合に参考になると思います。

2 その他

この裁判例ではほかにも、タクシー代等の交通費、通勤・通院における付添費、開業医の休業損害、被害者が経営しているクリニックにおいてほかの医師に診療業務を依頼した際の代診費用、事故当時被害者が身に着けていた靴、コート、スカート、バッグ、ピアス、コンタクトレンズの一部を損害として認め、家屋改造費等、受傷により利用できなくなった車両の損害等を認めないなど、多岐にわたる損害について判断が示されており、参考になります。

4 自動車損害の損害賠償請求権者

【東京地裁平成26年11月25日判決（交通事故民事裁判例集47巻6号1423頁）】

1 自動車損害の損害賠償請求権者

車両修理費の損害賠償請求を行う場合に、当該車両が所有権留保車両（車検証の所有者欄にローン会社等の法人名が記載され、使用者欄に損害賠償請求を行う者の氏名が記載されている）であるため、所有者でない者による損害賠償請求は認められないといって損害賠償請求権の主体が争われた事案です。

判決では「留保所有権は担保権の性質を有し、所有者は車両の交換価値を把握するにとどまるから、使用者は所有者に対する立替金債務の期限の利益を喪失しない限り、所有者による車両の占有、使用権限を排除して自ら車両を占有、使用することができる。」とし、車両が損傷した場合には使用者の排他的占有、使用権限が害され、所有者に対し、車両の修理・保守を行い、担保価値を維持する義務を負っていることから、「所有権留保車両の損壊は、使用者に対する不法行為」に該当するとして、使用者が車両の修理をしたか否かにかかわらず、加害者に対し修理費相当額の損害賠償請求をすることができると判示しています。所有権留保車両の修理費の損害賠償請求を使用者が行う場合に問題となることの多い争点ですが、そのような場合に非常に参考になる裁判例です。

2 所有権者の確認について

余談ですが、車両損害の賠償請求を行う場合、所有権者を確認せずに訴訟提起する事案に遭遇することがたまにあります（運転手が妻、所有権者が夫の場合に妻が原告となって訴訟提起してくる場合など）。車両損害の賠償請求を行う際には、事前に車検証を確認されることをおすすめします。

5 車両保管費、代車費用、全損時価額

【大阪地裁平成25年6月25日判決（交通事故民事裁判例集46巻3号764頁）】

1 車両保管および代車費用

事故により動かなくなった自動車をガレージで保管しなければならなくなり、過失割合

の合意ができずに修理や見積の作成が拒否されたなどとして、5か月分のガレージ保管費用とその間の代車費用等を請求していた事案です。判決では、事故の約1か月後には経済的全損であるか否かを判断できる状況にあったとして、1か月分の車両保管費を認めました。代車費用については、親族から代金支払の約束なく代車を借りていたとしても、社会的儀礼としての謝礼の範囲では損害として事故と相当因果関係が認められるとして、1日あたり3000円、30日分の9万円を代車費用として認めています。過失割合や修理費、全損時価額等で合意ができず、実際に修理や買替をするまでの間の代車費用等について争いになることがあり、本判決は参考になると思います。

2 全損時価額

本件の被害車両はレッドブック等に記載がないことから、定率減価償却法により時価額を算定しています。また、この場合の買替諸費用について、一般論としてではなく、個別的な事情の下でという留保付で認定しているところも参考になると思います。

6 おわりに

紙面の都合上、簡単な紹介にとどまっておりますので、上記裁判例を参考にされる場合は、是非とも判決文をご一読ください。

LACについて

松田 隆太郎（53期）
●Ryutaro Matsuda
当会会員

〈略歴〉
2000年　弁護士登録
2003年　法律相談センター運営委員会 副委員長
2006年　弁護士業務センター　副委員長
2016年　LAC相談ワーキンググループ 委員

1 はじめに

皆さんは、LACのことをご存じでしょうか。既にLAC担当名簿に登載され、事件の処理を担当していただいた方も大勢いらっしゃいますが、その一方で実はLACについてよく分かっていないという方も少なくないと思われます。また、近時対象となる事件が拡大されたなどの動きがあったことから、改めて本稿でLACについて説明いたします。

2 LACとは

LACとは、LEGAL ACCESS CENTERの略称で、日弁連が弁護士保険の加入者に対して弁護士の紹介を行う組織のことです。

弁護士保険とは、加入者が弁護士に事件処理を委任する必要が生じたときに、一定の範囲の弁護士費用が保険金で填補される保険の商品のことをいいます。加入者は少ない保険料の負担で弁護士に事件処理を委任できることがセールスポイントとなります。一方、委任を受ける弁護士としても、一定の弁護士報酬は必ず保険会社から支払われ、依頼者の資力などの事情で弁護士報酬の支払を受けられないリスクを回避できるというメリットがあります。

弁護士保険について、日弁連は、保険会社が加入者に特定の弁護士ばかりを紹介することにより、弁護士保険を利用した事件処理の

受任が一部の法律事務所ないし弁護士に独占されてしまうのは相当でないとの判断の下、多くの弁護士に事件処理を受任する機会を確保するため、加入者に対する弁護士の紹介について、弁護士保険を販売している保険会社等との間で弁護士の紹介についての協定の締結を進めてきました。その結果、保険会社等は、加入者から弁護士の紹介を求められたときは、日弁連に対してその旨を通知して弁護士の紹介を依頼し、委頼を受けた日弁連は各弁護士会に対して連絡し、各弁護士会から加入者に対して弁護士を紹介することが制度化されました。このような保険会社からの弁護士の紹介依頼を受け付ける日弁連の窓口となるのがLACです。

3 LACの現状

弁護士保険は、海外では広く普及している国や地域もありますが、日本では、自動車保険などの特約として交通事故を対象とする商品から始まりました。したがって、これまでLACを通じて弁護士を紹介したのは全て交通事故にかかる事件であり、交通事故事件の特集でLACを取り上げるのもそのためです。

日弁連では、現在、交通事故を対象とした弁護士保険を販売している13社の保険会社等との間で上記協定を締結しています。弁護士保護保険の販売件数およびLAC取扱件数の推移は、図表1のとおりです。

2001年はわずか年間3件であった紹介依頼は、2014年には年間2万7588件にまで増加しました。既に普及していた自動車保険に付帯した商品であること、自動車の運転には交通事故に遭う危険を常に伴っていることから、交通事故を対象とした弁護士保険は着実に普及してきたようです。

また、近時交通事故による損害賠償請求訴訟の件数が増加していることが裁判官によって指摘され（判例タイムズ1346号）、一部の新聞（読売、日経）で報じられたのをご覧になった方もいらっしゃると思います。生命や身体にかかわる重大な交通事故では賠償金の額も大きくなりますが、物損にとどまったような場合などで賠償額が大きくないときは、損害額の評価や過失割合に不服があっても、弁護士に事件処理を委任すると費用倒れになっ

図表1 弁護士保険販売件数・LAC取扱件数の推移

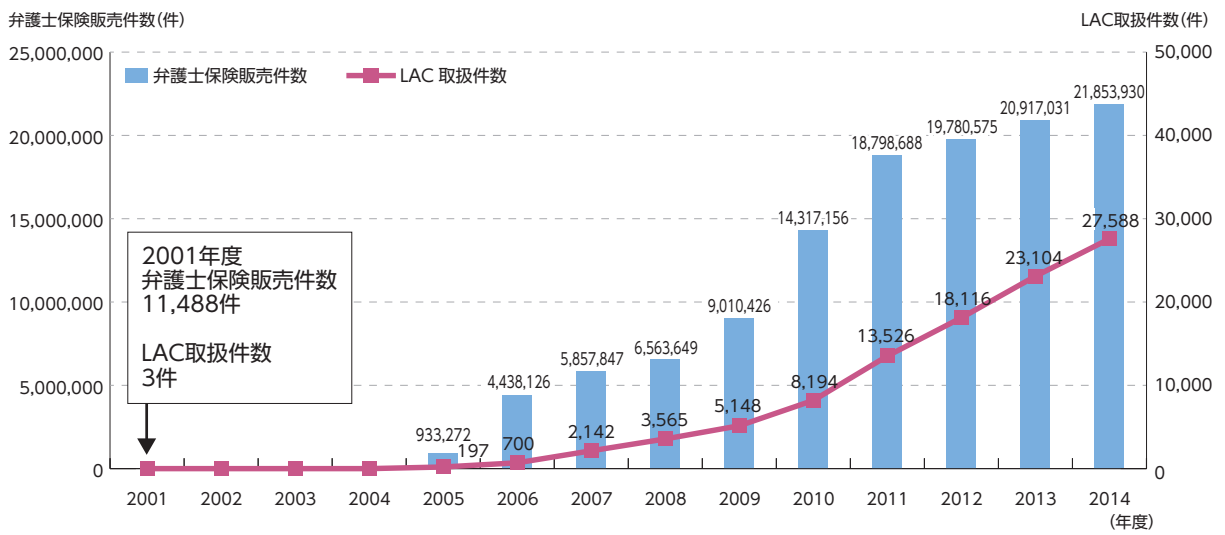

【注】1. 弁護士保険販売件数は日弁連協定会社のみ（一部概算）。
2. LAC取扱件数には、全ての紹介件数と「選任済み（依頼者が自身で弁護士を選任した案件）」の件数が含まれている。
資料、グラフの出典元：弁護士白書2015年版P245

てしまったり、あるいは弁護士が事件処理に要した手数や時間に見合った弁護士報酬を受領できないということがありました。弁護士保険に加入していれば、このような場合でも、費用倒れを心配することなく事件処理を弁護士に委任できます。一方、弁護士は、タイムチャージ制で弁護士報酬を定めることにより、損害額にかかわらず手数や時間に見合った弁護士報酬が保険会社から支払われるので、委任を受けやすくなります。LACでも、物損事故で弁護士保険が利用されることを念頭に置いており、LACが作成している弁護士向けのマニュアルでは物損事故の処理に関する記載に多くのページが割かれています。検証がされたわけではありませんが、弁護士保険の普及も訴訟件数増加の一因であると考えられます。

しかし、紹介依頼数の増加によって問題も生じています。すなわち、過大な弁護士費用の請求が疑われる事案が散見されるようになりました。タイムチャージ制により弁護士報酬を請求する際、執務の日にち、時間を明示しない、事件処理とは関係ない事務作業まで執務時間に含める、執務内容に照らして明らかに長すぎる時間の報酬を請求するなどの事案です。問題ある事案が増加するようでは、保険会社が保険金の支払を拒否したり、LACにクレームが寄せられるという事態になりかねず、加入者や保険会社の日弁連に対する信頼が失われ、保険会社の依頼を受けてLACが弁護士を紹介するという制度の根幹を揺るがすことになります。事件を担当されている方、これから事件を担当していただく方には、くれぐれもこのようなことがないようにお願い申し上げます。

4 LACの今後

上記のとおり交通事故を対象とする商品から始まった弁護士保険ですが、日弁連は、引き続き交通事故以外の事件を対象とした弁護士保険について各保険会社等との協定の締結を進めており、先般、損保ジャパンとの協定により同社から「弁護のちから」という名称の弁護士保険の販売が開始されました。「弁護のちから」は、保険金によって弁護士費用が填補される対象が①被害事故、②人格権侵害、③借地・借家、④労働、⑤遺産分割調停、⑥離婚調停へと大幅に拡大されました。「弁護のちから」の販売にあたり、LACでは、保険金の支払基準やクレーム対応の体制などの論点、問題点について検討してきました。また、LACでの検討を受けて当会でも、担当者名簿の作成や配点の方法、あっせん手続のあり方などの検討、事務作業やクレームの受付を行う組織、体制づくり、およびこれらに向けた規則等の制定、改廃を行うべく、プロジェクトチームを立ち上げて議論を重ねています。

販売開始から間がないため、「弁護のちから」を利用したLACへの紹介依頼はまだありません。上記各事件を対象とする弁護士保険が交通事故を対象としたこれまでの弁護士保険と同じように大きな需要があり、広く普及してゆくか否か、対象が大幅に拡大されたことにより、LACへの紹介依頼がどのくらい増加するのか、具体的にどのような内容や経済的利益にかかる事件について上記弁護士保険が利用されるかなどは、現在のところ明らかではありません。

しかし、弁護士保険は、弁護士に事件処理を委任するハードルを下げ、その機会を増加させることに資するのは間違いないと思われます。また、弁護士保険が必要な事件はまだまだあり、上記6つの対象ではなお十分でないところです。今後も、さらに弁護士保険の対象が拡大し、広く普及してゆくことが期待されます。